

道路整備予算の拡充及び道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の 継続等を求める意見書（案）

道路は、重要な社会基盤との認識のもと整備が進められてきた結果、現在では、改良整備から維持管理の時代へと変わりつつある。一方で、地方においては、住民の安全・安心な暮らしを確保し経済・社会活動を支えるとともに、地域の活性化ひいては地方創生を図るうえでも、道路整備はまだまだ必要であり、今後も引き続き整備しなければならない。

また、当市においては、リニア中央新幹線と三遠南信自動車道という大規模な高速交通プロジェクトが進行しており、この高速交通インフラの整備効果を広く地域に波及させるためにも、幹線道路ネットワークの構築が喫緊の重要課題となっており、道路整備予算の拡充が必要である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定により補助率等が嵩上げされているが、この特別措置は平成29年度までの時限措置となっている。このままでは、特別措置が終了し補助率が低減し、道路事業における地方の財政負担が増加し、道路整備の遅滞を招く恐れがある。結果として、高速交通インフラの整備効果を広く地域に波及させることが困難になるなど、地域への影響はさらに重大なものとなると考える。

よって、国においては、来年度以降も着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生推進に向け道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について平成30年度以降も継続するとともに、地方創生推進のため真に必要な道路整備について特別措置の拡充を図ること。

平成29年9月20日

動議提出者

飯田市議会議員 原 和世

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣